

医療機関等における感染症版BCP策定促進業務

仕様書

1 業務名

医療機関等における感染症版BCP策定促進業務

2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで

3 事業目的及び概要

感染症流行発生時においても、各医療機関がそれぞれの役割に応じて継続的に診療を提供する体制を整えるためには、平時から設備や備品の整備や人材育成、訓練の実施が必要と考えられ、それには従事者の役割分担などが示された業務継続計画いわゆるBCPの策定などが求められる。

本事業は、今後の感染症危機発生への備えとして、各医療機関において感染症版BCPの策定が定着するよう、医療機関に対し感染症版BCP策定の必要性を伝達するとともに、策定する医療機関に対して、専門家を派遣するなど支援を行う。

4 業務内容

受託者は、以下（1）～（3）の業務を行うものとする。

（1）感染症版BCP策定促進セミナー開催

医療機関等に対し、感染症版BCP策定が促進されるよう、策定の必要性を伝えるとともに、ニーズの掘り起こしを狙ったセミナーを開催する。

ア 契約締結日から令和6年9月末までに1回以上開催すること。

※開催予定時期を明確にした提案を行うこと。

イ セミナー開催に伴う運営は受託者が行うこと。

例）会場確保、講師選定（謝金等の支払いを含む）、参加者募集、申込受付、当日運営 等

ウ 講師選定及び講演内容については、あらかじめ委託者に確認し調整の上、実施すること。

エ セミナーは、オンラインとのハイブリッド開催とすること。

オ セミナー参加者へのアンケートを実施し、アンケート結果を取りまとめること。

設問例）感染症版BCP策定状況、策定ニーズ、策定にあたっての課題等

(2) 医療機関に対する感染症版BCP策定支援

感染症版BCP策定を進める医療機関に対し、専門家等を派遣し、個々の医療機関の状況や抱える課題に応じた策定が実現できるよう支援を行う。

ア 支援する医療機関は、5件以上とすること。

※支援する医療機関の選定基準を明確にし、以後4年間において、札幌市内の全医療機関が感染症版BCPの策定が進むようシナリオを描いた提案を行うこと。

例)・市内10区の医療機関への水平展開

- ・病院、有床診療所、無床診療所、療養型病床等の規模に合わせた展開
- ・診療科による違いをどのように展開していくかポイントの整理

イ 支援先医療機関は公募により選定することとし、応募のあった医療機関の中から支援先を選定するにあたっては、有識者等からなる選定委員会を設置すること。

ウ 支援に必要な経費は受託者が負担すること。

例) 専門家謝金、旅費等

エ 支援先医療機関の現状を把握するため、専門家とともに現地調査及び関係者ヒアリングを行うこと。

オ 専門家の選定にあたっては、委託者と協議の上、感染管理認定看護師（ICN）を活用すること。

なお、協議の上、適任が見つからない場合は、委託者と協議の上、受託者において適切な医療者を選定すること。

カ 支援先個々の状況に応じた感染症版BCPを策定するため、支援先と複数回の打ち合わせを実施し、感染症版BCPのたたき台を策定できるよう支援すること。

(3) 感染症版BCPのひな形及びモデルプロセスの整理

次年度以降、感染症版BCPを策定する医療機関が独自に実施できるよう、今年度の実施結果をもとに、公開用の策定手引き（ひな形やモデルプロセス等）として整理する。

例)・感染症版BCP策定の指針となる目次の整理、各項目の記載事項。

- ・個別の医療機関への支援の中で共通した課題や解決策、感染症版BCPにどのように反映させたか。

5 実施報告（成果品）の提出について

(1) 報告書

本業務の実施報告書（A4版カラー）を、紙媒体で1部、及び電子データにより提出すること。

なお、紙媒体については、表紙を付け製本した上で納品すること。

提出期日：令和7年（2025年）3月14日（金）

(2) 納入場所

札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課
(札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階)

6 業務上の留意事項

- (1) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (2) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (4) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則（平成 4 年 3 月 24 日規則第 9 号）及び関係法令を順守すること。
- (6) 本業務の履行にあたって、札幌市が定める環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (7) 本業務の遂行にあたって、万一苦情等が生じた場合、速やかに札幌市へ報告するとともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。
- (8) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

【問い合わせ先】

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階
札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課 担当：松尾、飯田
電話：011-622-5199
メールアドレス：kansenkakari@city.sapporo.jp